

事務事業名	居宅介護（ホームヘルプ）事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法、同施行規則（市規則）、真岡市障害児福祉サービス利用者負担金助成事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）		
予算科目	1. 一般会計		3. 民生費		1. 社会福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	在宅の障がい児・者を対象として、身体介護・家事援助・日常生活介護・通院介助などのためのヘルパーを派遣する。 障がい児・者が自立した生活を送ることができるように支援することを目的としている。 利用者は、サービス料の1割を負担する（事業所へ支払う）。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 30年度実績 申請を受けて、障害児・者の身体状況を調査し、障害支援区分審査会で障害支援区分及び認定期間を認定する。障害支援区分と勘案事項及び利用計画書を基に支給期間・支給量・利用者負担額を決定する。受給者証の交付を受け利用者が事業所と契約してサービスを開始する。 31年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	事業申請者数	人	75	76	78	72	73
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 身障・療育・精神手帳所持者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	身障・療育・精神手帳所持者	人	3,804	3,937	3,859	3,850	3,927
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅の障がい児・者が派遣されたヘルパーから身体介護や家事援助等を受けられるようにする。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	事業利用者数	人	75	76	78	72	73
	イ	延べ利用日数	日	6,135	6,458	6,662	5,501	5,611
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい児・者の自立と社会参加を支援する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア	支援を受けて社会参加を図った障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移			単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
投入量	事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	10,721	11,684	11,502	9,373	9,560
		県支出金	千円	5,360	5,842	5,751	4,686	4,780
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	5,361	5,842	5,751	4,687	4,781
		事業費計 (A)	千円	21,442	23,368	23,004	18,746	19,121
	人件費	正規職員従事人数	人	2	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	185	277	277	277	277
		人件費計 (B)	千円	775	1,150	1,150	1,155	1,155
		トータルコスト(A)+(B)	千円	22,217	24,518	24,154	19,901	20,276

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成21年10月から、市の要綱により、障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、「障害程度区分」が「障害支援区分」となり、サービス対象に難病が含まれた。 平成27年1月及び7月、また平成29年4月から、難病の範囲が拡大された。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	